

出張理容・出張美容 営業報告書

記入年月日 年 月 日

営 業 者 の 名 称	(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名) (電話番号 - -)				
事 務 所 の 所 在 地 (事務所を設けない場合は、営業者の住所)	(電話番号 - -)				
出 張 営 業 の 理 由	☐ 疾病その他の理由により、理容所または美容所に来ることができない者に対して理容または美容を行う場合 ※1 具体的な理由： ☐ 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容または美容を行う場合 ※2 具体的な理由：				
主たる営業の場所 (施設名等及び住所)					
出 張 営 業 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
携行品の種類及び数量	はさみ	かみそり	マスク	消毒済器具等 収納容器	消毒済布巾類 収納容器
	本	本	枚	材質： 数量：	材質： 数量：
	くし	バリカン	刈布	使用済器具等 収納容器	使用済布巾類 収納容器
	本	個	枚	材質： 数量：	材質： 数量：
	ブラシ	タオル	作業衣	石けん・消毒液	応急用薬品 その他
	本	枚	枚		

※1「疾病その他の理由により、理容所または美容所に来ることができない者」とは以下の者が該当します。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安性を確保することが困難になると認められるもの

※2「婚礼その他の儀式に参列する者」には、演劇、演芸、テレビに出演する者等に対して、その出演の直前に施術を行うことが必要と認められるものも該当すると考えられます。

器具等の消毒・保管管理方法の概要	消毒器具及び作業に要する器具類・布片類の保管場所の所在地		
	消毒設備	☐ 紫外線消毒器 ☐ 煮沸消毒器 ☐ 蒸気消毒器 ☐ 薬物消毒器及び消毒薬品()	
	既消毒器具格納設備	材質： 数量：	
	未消毒器具格納設備	材質： 数量：	
従事者	氏名	免許登録番号	免許登録年月日
		☐ 厚生労働大臣 ☐ その他 第 号 ()	年 月 日
		☐ 厚生労働大臣 ☐ その他 第 号 ()	年 月 日
		☐ 厚生労働大臣 ☐ その他 第 号 ()	年 月 日
		☐ 厚生労働大臣 ☐ その他 第 号 ()	年 月 日
		☐ 厚生労働大臣 ☐ その他 第 号 ()	年 月 日
衛生管理責任者の氏名等		管理理容師（美容師）の 資格認定講習会修了証書交付番号及び交付年月日 第 号 年 月 日	